

○小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成6年9月30日条例第21号

改正

平成9年9月30日条例第25号

平成28年3月4日条例第18号

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 周辺地区 次条第1項及び第2項の規定により市長が別に指定した区域をいう。
- (2) 延べ面積 建築物の各階の床面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を算入せず、観覧場にあつては、屋外観覧席の用途に供する部分の面積を算入する。）の合計をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(周辺地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定により周辺地域内で条例で定める地区は、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域に接続する区域内において市長が別に指定する区域とする。

2 市長は、近隣商業地域の区域内において、この条例による駐車施設の附置が必要と認める区域を別に指定することができる。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前項の規定は、周辺地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(適用区域)

第4条 この条例を適用する区域は、駐車場整備地区、商業地域及び周辺地区とする。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第5条 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする場合は、当該建築物の別表第1の(1)の項に掲げる部分の延べ面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数（当該

建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物の同表の(1)の項に掲げる部分の延べ面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数)以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、第1号に規定する建築物の全部を特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する場合(次項に規定する場合を除く。)で、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 駐車場整備地区又は商業地域の区域内における建築物で、特定用途に供する部分の延べ面積に、非特定用途に供する部分の延べ面積を2で除して得た数値を加えて得た数値の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(2) 周辺地区の区域内における建築物で、特定用途に供する部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの

2 前項第1号に規定する建築物で、その全部又は一部を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するものを新築しようとする場合は、前項の規定により算出して得た台数に、単身者用以外の共同住宅にあつてはその用途に供する部分の計画戸数を3で除して得た数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数、単身者用の共同住宅、寄宿舎又は下宿にあつてはその用途に供する部分の計画人口を5で除して得た数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数を加えて得た台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第6条 別表第2の(1)の項に掲げる区域内において、特定用途に供する部分の延べ面積が同表の(2)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする場合は、当該建築物の同表の(3)の項に掲げる部分の延べ面積をそれぞれに対応する同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数(当該建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物の同表の(3)の項に掲げる部分の延べ面積をそれぞれに対応する同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、同表の(5)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の敷地の面積が規則で定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活

用その他の代替措置によりこの条に規定する荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(大規模な事務所の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、建築物の事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超える場合においては、当該用途に供する部分の延べ面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値に10,000平方メートルを加えて得た数値を当該用途に供する部分の延べ面積とみなして、これらの規定を適用する。

(建築物の増築又は大規模の修繕等の場合の駐車施設の附置)

第8条 第5条第1項各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「附置義務対象建築物」という。）について増築若しくは特定用途に供する部分の延べ面積の増加に係る大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模の修繕等」という。）をしようとする場合又は増築若しくは大規模の修繕等を行うことにより附置義務対象建築物となる建築物について増築若しくは大規模の修繕等を行う場合、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じた台数に第3号に掲げる台数を加えた台数（第3号に掲げる台数が第2号に掲げる台数を超える場合においては、第1号に掲げる台数）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 増築又は大規模の修繕等をした後の建築物を新築したものとみなした場合に前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数

(2) 増築又は大規模の修繕等をする前の建築物を新築したものとみなした場合に前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数

(3) 増築又は大規模の修繕等をする前の建築物又は建築物の敷地内に既に附置された駐車施設の台数

(区域の内外にわたる場合)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域の区域、周辺地区の区域又はこれらの区域以外の区域のいずれかの2以上の区域にわたるときは、当該敷地のうち最も大きな面積を占め

る部分の属する区域内に当該建築物があるものとみなして、第5条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第10条 第5条及び第8条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条及び第8条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数に係る駐車施設の規模については、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車椅子利用者のために幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めるものについては、適用しない。

4 第6条及び第8条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状態から当該規模の駐車施設を附置することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(駐車施設の附置の特例)

第11条 第5条、第6条及び第8条の規定により附置すべき駐車施設を、建築物の構造又は敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置することができないと市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を附置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 駐車場整備地区における第5条及び第8条の規定により附置すべき駐車施設に係る前項の規定の適用については、同項中「駐車施設を、建築物の構造又は敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置することができないと市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を」とあるのは、「駐車施設を当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に」とする。

3 市長は、商業地域の区域内において、前項の規定を適用する区域を別に指定することができる。

4 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(届出)

第12条 第5条、第6条、第8条及び前条の規定による駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模、構造その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第13条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は大規模の修繕等をしようとする場合においては、第5条、第6条及び第8条の規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区、商業地域又は周辺地区に指定された区域内において、当該区域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した場合においては、第5条、第6条及び第8条の規定にかかわらず、当該区域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第14条 第5条、第6条、第8条及び第11条の規定により附置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該建築物若しくは当該駐車施設に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第16条 市長は、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条又は第14条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、書面により行うものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第19条 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第20条 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止)

2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和48年小田原市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した場合に設けなければならない駐車施設について適用し、施行日前に当該工事に着手した場合に設けなければならない駐車施設については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月30日条例第25号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した場合に設けなければならない駐車施設について適用し、

施行日前に当該工事に着手した場合に設けなければならない駐車施設については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

	駐車場整備地区又は商業地域			周辺地区
(1)	特定用途に供する部分(百貨店その他の店舗の用途に供する部分に限る。)	特定用途に供する部分(百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。)	非特定用途に供する部分(共同住宅、寄宿舍、下宿の用途に供する部分を除く。)	特定用途に供する部分
(2)	150平方メートル	250平方メートル	450平方メートル	250平方メートル
(3)	$1- \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{第5条第1項第1号の規定により算出して得た面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1- \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

別表第2 (第6条関係)

(1)	駐車場整備地区又は商業地域				周辺地区
(2)	2,000平方メートル				3,000平方メートル
(3)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(4)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	5,000平方メートル
(5)	$1- \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$				$1- \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$